（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十人以内を置く。

［２・３　略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官三十三人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百七十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十四人以内及び審査官二百六十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官二十八人以内を置く。

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官七十二人以内及び調査官百十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十五人以内及び監視官三百八十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百四十四人以内及び審査官二百六十八人以内を置く。

［２・３　同上］